

国民健康保険条例参考例の正誤について

【令和8年1月26日付けの正誤表】

修正箇所	修正内容
第18条の11第2号 【全体版のみ】	改正箇所として「第二十九条の七第四項第五号」まで下線を引いていたところ、「第二十九条の七第四項第五号 <u>ただし書</u> 」まで改正箇所として下線を引くよう修正。(新旧にあわせるための修正)
第18条の13第2号イ 【全体版のみ】	「交付をうける補助金」→「交付を受ける補助金」に修正。(新旧にあわせるための修正)
第18条の17第1項第1号から第3号まで 及び第5号 【新旧、全体版】	「子ども・子育て支援納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額・・・」とあるところ、子ども・子育て支援納付金賦課総額には第18条の13第1号口に掲げる額の見込額(これに係る同条第2号及び第3号に掲げる額についても加減算した額)も含まれるため、子ども・子育て支援納付金賦課総額からこの額を除いた額の「百分の〇〇に相当する額」を算定する方が整合的なため、「子ども・子育て支援納付金賦課総額」としていた部分を修正。
第21条第1項 【全体版のみ】	改正箇所として「若しくは第二十二条の五第一項に定める額」に下線を引いていたところ、「若しくは第二十二条の五第一項に定める額の算定」まで改正箇所として下線を引くように修正。(新旧にあわせるための修正)
第22条第6項 【新旧】	新旧の旧欄において「(新設)」と追記
第22条の3第1項 【新旧、全体版】	「三月三一日」から「三月三十一日」に新旧(旧欄及び新欄)・全体版を修正。(令和3年改正において「三月三十一日」としている場合には、今回改正は不要。) ※令和3年9月15日付けで発出した同条例参考例の新旧・全体版においては正しく「三月三十一日」となっていたところ、令和5年8月14日付けで発出した同条例参考例の新旧・全体版において、改正対象事項でないにもかかわらず誤って「三月三一日」という表記になっていたもの。
第22条の3第7項(旧第6項)及び第8項 【新設】 【新旧、全体版】	第7項(旧第6項)について、令和6年1月30日付けで発出した同条例参考例の新旧において、「、「第十八条第二項」とあるのは「第十八条の六の六第二項」と」を削るという改正をお示していたが、同日付けの全体版にはこれが反映されておらず、 <u>今回の令和8年1月15日付け事務連絡の新旧(旧欄及び新欄)・全体版</u> にも残ってしまっていたため、これを落とす修正。 また、これにあわせて、 <u>第8項(新設)</u> においても「、「第十八条」とあるのは「第十八条の十七第二項」と」は不要とし、新旧(新欄)・全体版から落とす修正。

【令和8年1月27日付けの正誤表】

修正箇所	修正内容
第18条の17第1項第1号 【新旧、全体版】	令和8年1月26日付けで追記の修正を行った、「から、第十八条の十三第一号口に掲げる額の見込額及び同号口に係る同条第三号の額の見込額の合算額から同条第一号口に係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）」について、「から、第十八条の十三第一号口に掲げる額の見込額及び同号口に係る同条第三号に掲げる額の見込額の合算額から同条第一号口に係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）」に修正。（表現の平仄をあわせるための修正）
第18条の17第1項第4号 【新旧、全体版】	「第十八条の十三第一号口に掲げる額を」を「第十八条の十三第一号口に掲げる額の見込額及び同号口に係る同条第三号に掲げる額の見込額の合算額から同条第一号口に係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を、」に修正。（同項第1号から第3号まで及び第5号の表現と同様に、第18条の13第1号口に係る同条第2号及び第3号に掲げる額についても加減算した額とする必要があるため修正するもの。）